

小山市人権施策推進基本計画進行管理について

「第4次小山市人権施策推進基本計画(2022-2026)」

◆基本理念

「すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して」

◆計画の目標

「一人一人がかけがえのない存在として尊重され、偏見や不当な差別のない社会」

「誰もがそれぞれの幸福を最大限に迫及し、自己実現を図ることができる社会」

「一人一人の違いを認め合い、豊かさとして共生できる社会」

基本理念および計画の目標の実現のため、本計画に基づく人権に係る事業(69事業)について、令和5年度の事業内容を明らかにするとともに、事業評価(自己評価)を実施し、小山市人権施策推進審議会から講評をいただきました。

1. 事業評価について

(1)課題ごとの事業評価

令和5年度までは、毎年全事業について審議会で評価を実施してきました。しかしながら、事業数が多いため、課題を焦点化し、委員からの意見や課題をより反映しやすくするため、今後の第4次計画評価期間(令和6年度から令和9年度)は、1年ごとの審議する課題を絞り評価を実施することとしました。(別添資料:第4次 人権施策推進基本計画進行管理 評価の実施について)但し、事業実績・計画・進捗状況・人権に配慮した点については、従来どおり毎年、事業担当課に報告いただき、施策の総合的な推進に活かしてまいります。

なお、事業評価の判断基準は下記のとおりです。

(2)自己評価の指標化(達成度)

①自己評価は、「事業実績」について実施。

②事業に係る担当課などの自己評価は下記のとおりとする。

A:順調 B:概ね順調 C:一部未実施あり

③自己評価はAまたはB以上を目標とするが、評価の目的は事業の問題点を明らかにし、内容を充実させていくこと、また人権への配慮にあるため、Cの一部未実施の場合はその理由を考察するなど、事業実績のみの形式的な評価にならないよう留意する。

(3)小山市人権施策推進審議会委員の講評

事業の内容について客観的な視点を加えるため、小山市人権施策推進審議会に意見(講評)を求め、確認事項については書面での回答を行いました。

(4)事業ヒアリングの実施について

事業ヒアリングは、2年ごとに実施します。令和5年10月に人権施策推進審議会と担当課のヒアリングを実施しましたので、次回は令和7年度実施予定です。

2. 進行管理の結果について

別添資料「令和5年度進行管理に係る事業評価の結果」、別添資料「【R6年度審議25事業】令和5年度進行管理事業実績一覧」、別添資料「【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧」のとおりです。